

【参考】 現在の指定管理者による利用料金及び減免基準

利用料金

パークゴルフ場

単位			金額
1 人 1 日につき	個人	一般	510 円
		小中学生	150 円
		幼児	無料
	団体	一般	460 円
		小中学生	130 円
		幼児	無料
1 人 1 年につき	一般		8,100 円
	小中学生		3,100 円
	幼児		無料

備考

- 1 「団体」とは、20 人（利用日の属する年度の年間利用券（以下「年間パスポート」という。）を購入している者を除く。）以上の団体をいう。
- 2 年度途中において年間パスポートを購入する場合の年間パスポートに係る料金は、この表に定める年間の利用料金を 12 で除して得た額に年度末までの残余月数と割増料（5％）とを乗じて得た額（100 円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）とする。ただし、一般については 3,500 円を、小中学生については 1,400 円を下らない額とする。

富山新港元気の森公園パークゴルフ場利用料金の減免基準

富山県港湾管理条例第 27 条の規定による利用料金の減免基準は、次のとおりとする。

- 1 次に掲げる者が富山新港元気の森公園パークゴルフ場を利用しようとするときは、利用料金（年間利用料金を除く。）は、半額とする。なお、1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
 - (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（当該身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者に限る。）

- (2) 富山県療育手帳交付要綱（昭和 49 年富山県告示第 165 号）に基づき療育手帳の交付を受けている者（当該療育手帳に知的障害がある者として記載されている者に限る。）
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 2 前項各号に掲げる者に対する利用料金の減免は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を確認することにより行うものとする。